

仕 様 書

広島市立安佐市民病院における間仕切りカーテン及び窓用カーテン等（以下「カーテン等」という。）の賃貸借について、その仕様は下記のとおりとする。

1 設置場所・種類等

カーテン等の設置場所・種類・数量等は別表のとおりとする。ただし、数値は大要を示すものであり、受注者は、契約期間が始まるまでに現場実測したうえで発注者と協議し、詳細を決定するものとする。

2 カーテン等の仕様

カーテン・暗幕・カーテンフック等の仕様については次のとおりとする。なお、予備カーテンについても同様とし、所定のクリーニングを終えたものであること。

(1) カーテン本体

- ① 素材はポリエステルであること。
- ② 消防庁認定の難燃繊維であること。
- ③ 30回以上の洗濯に耐えられ、洗濯堅牢度は5級、耐光堅牢度は4级以上であること。（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ④ 熱湯（80℃）消毒を行って、収縮度が巾、丈共に1.0%以下であること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑤ 抗菌性能は最低10回以上のクリーニングに耐えうる抗菌性を有すること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑥ カーテンは、縫い合わせのない一体構造で、無地部分に性能劣化のない糸（例：カーボン糸）を50mm以下の間隔で編みこんだものであること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑦ MRSA増殖抑止効果のある抗菌糸を使用すること。
- ⑧ 上部ネット部分については、十分な長さを設けることとし、スプリンクラー散水透過率が65%以上であること（暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- ⑨ カーテンフック取付箇所は、ポリエステル100%のテープに縫着したものとする。また、取付部分の強度強化のため、カーテンフックの固定部分は連続的にテープによるかぶせ縫いによる仕上げとし、フック部分の芯地は二重縫製とすること。

(2) カーテンフック

- ① クリーニングに長年耐え得るよう錆びにくい素材（例：ステンレス（SUS304）製）とする。
- ② カーテン本体に縫い付け、または、これに準ずる方法で取り付けるものとし、容易に脱落しないものであること。
- ③ クリーニング時に絡まることのないよう工夫すること。

(3) その他

- ① クリーニングにより著しく商品価値が低下しないものであること。
- ② 防炎ラベルは、カーテン1枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。
- ③ サイズを記入したラベルは、カーテン1枚ごとに縫い付けること。

- ④ 暗幕は遮光1級以上であること。
- ⑤ シャワーカーテンは撥水性能を有するものであること。
- ⑥ カーテンをまとめるための紐を付属させること。
- ⑦ ベッド廻り用カーテンについては、磁石式のランナーを付属させるなど用途に応じた処置を講じること。
- ⑧ ヒダの有無等については以下のとおりとする。変更がある場合は、発注者と受注者との協議のうえ、決定すること。
 - ア. 間仕切り用 ヒダなし
 - イ. 窓廻り用 ヒダは1.5倍とする。

3 カーテンのメンテナンス等

(1) メンテナンスの方法

① 作業行程表の作成

メンテナンスの実施に当たっては、発注者と協議のうえ各部署・各病棟の作業行程を作成するとともに、これを提出して発注者の了承を得るものとする。

② カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け

カーテンのクリーニング時における交換は、病室内での作業であることを考慮し、予備カーテンを十分に用意し迅速かつ短時間にて行うこと。

③ カーテンのクリーニング・点検補修・仕上げ

クリーニング工場におけるクリーニングの工程は、洗い・濯ぎ・脱水・プレス仕上げを基本とし、抗菌加工を施すこと。なお、洗いについてはドライクリーニングではなく、湯洗いとする。

クリーニング時には、必ず定期点検（カーテンフック、カーテン本体のほつれ・破れ）を行い、必要に応じて補修を行うこと。

クリーニング仕上げ時にも、再度、カーテンの点検を行うものとし、補修箇所があったときには速やかに補修すること。

④ 予備カーテンの取り外し、クリーニング済みカーテンの取り付け

予備カーテンの設置期間が短期間となるよう留意すること。（メンテナンス1回につきおおよそ20日間程度）

⑤ カーテンレールの点検補修

メンテナンス時には必ず定期点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。

大規模な補修等が生じた場合には、発注者と協議して作業にあたること。

⑥ メンテナンスの完了

メンテナンスが完了したときは、完了届を提出するとともに、病棟師長及び事務室担当職員の検査を受けるものとする。

なお、完了届には補修箇所も明記するものとする。

(2) メンテナンスの種類

メンテナンスの種類は、定期及び臨時とする。

定期メンテナンスは年1回又は2回行うものとする。（別表のとおり）

臨時メンテナンスは破損や血液・薬品・便・尿等で汚染されたときなど、発注者がメンテナンスを必要と認めた場合に、メンテナンス依頼時から速やかに行うものとする。

(3) カーテン管理台帳の整備

維持管理を円滑に行うため、受注者はカーテン毎の規格・設置場所等を明記した管理台帳を作成するものとする。

また、発注者が必要と認めた場合又はカーテンの設置枚数等に変更があった場合には、発注者にこれを提出するものとする。

(4) 留意事項

① 作業に従事する従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用すること。

② 従業員には、次の事項を遵守させること。

ア 品位を保ち、入院患者等に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ 節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。

ウ 休憩は、指定した場所で行うものとする。特に作業の途中で休憩するときは、機具資材等を1箇所にとめて、通行の障害とならないよう整頓してから行うこと。

4 その他

(1) 受注者は、履行開始日までにカーテン設置場所の確認及び実測を行い、履行開始日に遅滞なく設置しなければならない。

(2) 受注者は、カーテン等の設置・更新に当たり、従前の受注者及び発注者と連携を図り、病院業務に支障が生じないよう対応すること。

(3) カーテン等の破損・事故に伴い発注者から受注者に連絡があった場合、受注者はカーテンや付属部品等の交換等の対応を迅速に行うこと。

(4) カーテンの品質・色柄等に変更がある場合は、受注者は製品仕様を示す資料及び見本品等を発注者に提出し、発注者の了承を受けること。

(5) 履行期間中に新たにカーテンを設置する必要があると発注者が認めた場合は、受注者はメンテナンス時に使用する予備カーテンを無償で設置すること。ただし、カーテン数量（臨時メンテナンス分を含む）に著しく変更又は増減があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額等を変更できるものとする。

(6) 受注者は、この契約が満了したとき又は解除されたときには、カーテンの撤去・更新作業について、新規の受注者及び発注者に対し良心的に協力するものとする。

(7) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。

支払内訳書

委託料は、下表の区分に応じ、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(支払金額内訳)

区 分	支払金額
平成 29 年 度 分	4月分 円
	5月分 円
	6月分 円
	7月分 円
	8月分 円
	9月分 円
	10月分 円
	11月分 円
	12月分 円
	1月分 円
	2月分 円
	3月分 円
	小 計 円

区 分	支払金額
平成 30 年 度 分	4月分 円
	5月分 円
	6月分 円
	7月分 円
	8月分 円
	9月分 円
	10月分 円
	11月分 円
	12月分 円
	1月分 円
	2月分 円
	3月分 円
	小 計 円

区 分	支払金額
平成 31 年 度 分	4月分 円
	5月分 円
	6月分 円
	7月分 円
	8月分 円
	9月分 円
	10月分 円
	11月分 円
	12月分 円
	1月分 円
	2月分 円
	3月分 円
	小 計 円

区 分	支払金額
平成 32 年 度 分	4月分 円
	5月分 円
	6月分 円
	7月分 円
	8月分 円
	9月分 円
	10月分 円
	11月分 円
	12月分 円
	1月分 円
	2月分 円
	3月分 円
	小 計 円

合 計	円
-----	---

※ 金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。